

第2期

東御市スポーツ推進計画（素案）

スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり

はじめに

A horizontal rectangular box with a black border, positioned below the text 'はじめに'.A vertical rectangular box with a black border, positioned to the right of the horizontal box.A large, empty rectangular frame with a black border, occupying the majority of the lower half of the page.

目次

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨と目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の役割
- 6 計画における「スポーツ」の範囲

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 10年後の目指す姿
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の体系

第3章 スポーツ推進のための具体的施策

- 1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成
- 2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実
- 3 スポーツによる地域経済の活性化
- 4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上

第4章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進と進捗管理
- 2 施策の推進体制と役割

資料編

- 資料1 本市スポーツ推進計画策定の経過
- 資料2 本市スポーツ推進計画策定体制
- 資料3 東御市スポーツ推進審議会委員名簿
- 資料4 東御市スポーツ推進計画策定庁内検討会議委員名簿
- 資料5 諮問・答申
- 資料6 スポーツ協会加盟団体一覧
- 資料7 スポーツ少年団 団員・指導者数の推移
- 資料8 スポーツ教室参加者数の推移
- 資料9 スポーツ施設一覧
- 資料10 スポーツ施設利用状況
- 資料11 東御市の運動・スポーツに関するアンケート調査結果
- 資料12 東御市スポーツ振興意見交換会報告書
- 資料13 パブリックコメントの結果
- 資料14 東御市スポーツ推進審議会条例

第1章 スポーツ推進計画について

1 計画策定の背景

(1) 社会状況の変化と課題

近年の利便性の向上、情報化、労働形態の変化等は、私たちに便利で快適な生活をもたらす反面、運動不足やストレスの増加により、人々の心身の健康に負の影響をもたらすことが指摘されています。また、急速な少子高齢化の進展により、日本の社会情勢は著しく変化しています。

例えば、少子化に伴い、日常的に子ども同士で遊ぶ機会が減少し、休日、放課後等に外遊びをしない子どもが増加しました。また、学校の運動部活動では、部員数の減少に伴う休・廃部が増え、子どもたちのスポーツの機会及び場が減少しています。

高齢化については、平均寿命が延びる一方で、要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者も増加しており、今後は、健康寿命の延伸に向けた取組みが求められています。

さらに、社会の活力を維持、増進するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無等によらず、誰もが活躍できる共生社会の実現が求められています。

わが国では、これまで昭和36年（1961年）に制定された「スポーツ振興法」に基づき、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活を形成するために、スポーツの振興を行ってきました。しかし、社会の状況が大きく変わる中、スポーツに求められる役割・期待も変化してきています。



image

(2) 国の動向

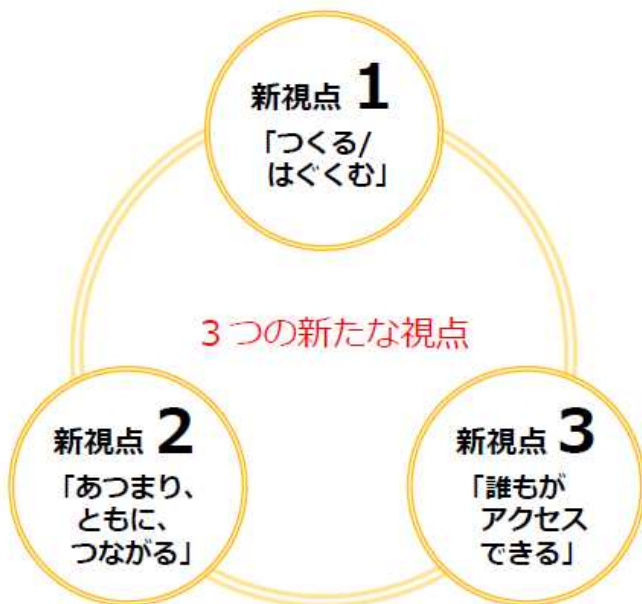
平成 23 年（2011 年）には、スポーツ振興法を半世紀ぶりに全面改訂し、新たに「スポーツ基本法」が成立、翌年の平成 24 年（2012 年）には、「スポーツ基本計画」が策定されました。その中で、「スポーツ権」の確立、スポーツの多面的な役割、スポーツの内在的な価値がうたわれた他、障がい者のスポーツが明文化されました。

また、平成 27 年（2015 年）にはスポーツ立国の実現を使命としたスポーツ庁が創設され、翌年の平成 28 年（2016 年）には、スポーツ庁と経済産業省が共同で「スポーツ未来開拓会議」を立ち上げ、スポーツ市場規模を 2025 年までに 15 兆円に拡大するための戦略が策定されました。

第 2 期スポーツ基本計画は平成 29 年（2017 年）に策定され、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、という 4 つの中長期的な基本方針を掲げました。この期間中では、大規模なスポーツの大会が日本で開催される一方、世界的な規模で新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、また社会環境も大きく変化しました。

令和 4 年（2022 年）には、第 2 期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、第 3 期スポーツ基本計画が策定され、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、4 つの基本方針を踏襲しつつ、3 つの「新たな視点」が必要としています。

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、
第 2 期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、
国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、
以下の**3 つの新たな視点が必要**



3 つの新たな視点は、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

（出典）第 3 期スポーツ基本計画

(3) 県の動向

長野県では、平成30年3月に策定した「第2次長野県スポーツ推進計画」を指針として、子どもの体力向上、ライフスタイルや価値観に応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進、令和10年(2028年)に長野県で開催する「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会」(信州やまなみ国スポ・全障スポ)に向けた競技力の向上とその定着、スポーツによる地域経済の活性化など、様々な施策を通して「スポーツを通じた元気な長野県づくり」に取り組んできました。

その中で、自発的なスポーツへの参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を得ることが、県民一人ひとりの生活や心をより豊かにするといった「ウェルビーイング」の実現につながるものであることから、スポーツの持つ力や価値を発揮し更に高めていくために、今後5年間に於いて、長野県が推進していくスポーツの施策を明らかにするべく、令和5年(2023年)、新たに「第3次長野県スポーツ推進計画」を策定しました。

開催基本方針

(1) “スポーツ”で長野県を元気にする大会

人生100年時代と言われる今、スポーツを健康に活かした取組を推進し、スポーツを通じた“健康長寿世界一の信州”の実現を目指すとともに、観光資源とスポーツ資源を融合させた地域活性化等にも取り組み、元気な長野県を推進する大会とします。

(2) “スポーツ”の振興を支える好循環を創出する大会

長野県の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次世代の選手を育成するなど、将来にわたり本県のスポーツ振興を支える好循環の形成に努めるとともに、子どもたちが夢や希望を未来へとつなぐことができる大会とします。

(3) “スポーツ”で共生社会づくりを加速する大会

障がい者の社会参加の推進と社会の障がい理解を促進するとともに、障がいの有無に関わらず、スポーツを通じた交流を拡大するなど、誰にでも「居場所」と「出番」があり、多様性を尊重する共生社会づくりを力強く後押しする大会とします。

(4) “スポーツ”の環境づくりを推進する大会

少子高齢化社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設に対する需要が変化していく中において、将来にわたり安全で、適正なスポーツ施設環境を提供するとともに、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する大会とします。

(5) “スポーツ”が長野県のファンを増やす大会

豊かな自然環境、美しい景観など数々の長野県の誇れる魅力を県民一人ひとりが見つめ直し、県内外に発信するとともに、全国から訪れる数多くの来県者を温かいおもてなしの心で迎え、一人でも多くの方に長野県のファンとなっていただける大会とします。

長野県HP 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催基本方針より

※ 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会…令和5年7月20日開催の公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、令和10年(2028年)に長野県での開催が内定されました。

(4) 東御市の動向

平成 30 年度に市長部局へ移管し、東御市の魅力を活かしたスポーツ振興施策を全市的な視点で総合的かつ計画的に進めてきた中で、スポーツツーリズムが拡充し、スポーツ合宿が順調に進められております。令和元年には湯の丸に屋内運動施設が完成し、陸上競技や水泳競技だけではなく、様々な種目の活動に利用されています。また、医科学的サポート体制が構築され、トレーニング方法の確立や身体に与える効果などの検証を行うことで、アスリートのみならず市民や子供たちも安心して施設を利用できる環境を整え、競技力向上のほか健康づくりにも活用してまいります。

みんなの健康×スポーツ実行委員会では、ボッチャをはじめとするユニバーサルスポーツを推進し、障がいがある人もない人も一緒に、誰もが身近で運動・スポーツに親しめる環境整備していくことを通して、ユニバーサルな社会の実現を目指して活動しています。

市発足とともに歩みを進めてきたスポーツ協会は、20 周年を迎える中で今後さらにスポーツ人口を増やすための活動を推進してまいります。

総合型地域スポーツクラブは、競技スポーツによらず、外遊びやからだを動かす楽しさを目的に、だれでも気軽に集まって体を動かす場を推進してまいります。

図表 本市の主な動向

| | |
|--------|--|
| H25 年度 | みんなの健康×スポーツ実行委員会発足 |
| H26 年度 | 高地トレーニング施設誘致が重点施策となる チャレンジデー初参加 |
| H27 年度 | ユニバーサルスポーツクラブ設立 |
| H29 年度 | スポーツに関する事務の市長部局への移管検討 モルドバ共和国のホストタウンとしての登録認定 第 20 回高所トレーニング国際シンポジウム 2017 in tomi 開催 湯の丸高原スポーツ交流施設（全天候型 400mトラック、湯の丸高原荘等）竣工 |
| H30 年度 | スポーツに関する事務が市長部局へ移管し、「文化・スポーツ振興室」新設 湯の丸高原スポーツ交流施設（屋内運動施設）起工 湯の丸高原スポーツ交流施設合宿受入 モルドバ共和国オリンピック委員会と事前合宿、市民交流事業等に関する「覚書」締結 東御市スポーツ推進審議会設置 「東御市と佐久長聖中学・高等学校とのスポーツ振興に関する協定書」締結 東御市スポーツ推進計画策定 |
| H31 年度 | 屋内運動施設完成 一般社団法人とうみ湯の丸高原スポーツコミッション設立 |
| R2 年度 | 総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会 体育協会がスポーツ協会へ名称変更 |
| R3 年度 | 総合型地域スポーツクラブ「SanyTOMI」設立 セロトール株式会社とローカルアクト包括協定を締結 湯の丸高原壮別棟完成 放課後の子どもの遊び体験事業「げんき塾」開始 |
| R4 年度 | 中学校ゆるスポーツクラブ開始 日本体育大学との体育・スポーツに関する連携協定を締結 |
| R5 年度 | 体育施設予約システム運用開始 国際シンポジウム 2023inTOMI チャレンジデー全国一斉終了 |

2 計画策定の趣旨と目的

近年、市民のライフスタイルの多様化により、スポーツに対するニーズも多様化するとともに、期待も高まりをみせています。こういった中、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しみ、又は支える活動に参画できることは、幸福な生活を営むうえで重要な意義を持っています。

スポーツは、子ども・青少年の心身の健全育成や体力向上の他、他者を尊重し協働する姿勢、公正さと規律を尊ぶ態度や自制心を培う等人格形成にも資するものです。その上、健康で活力に満ちた社会の実現には欠くことのできないものであり、人と人、地域と地域の交流を活発化や地域の一体感と活力の醸成、地域への愛着を生み出すものです。

さらに、トップアスリートが競技に挑む姿は、多くの人々に夢や感動、誇りや喜びをもたらし、地域に元気を生み出すとともに、地域における選手育成、スポーツ競技力の向上にも大きな影響を与えます。その他、スポーツの振興は産業の広がり、雇用の創出等による地域経済の発展にも寄与するものです。

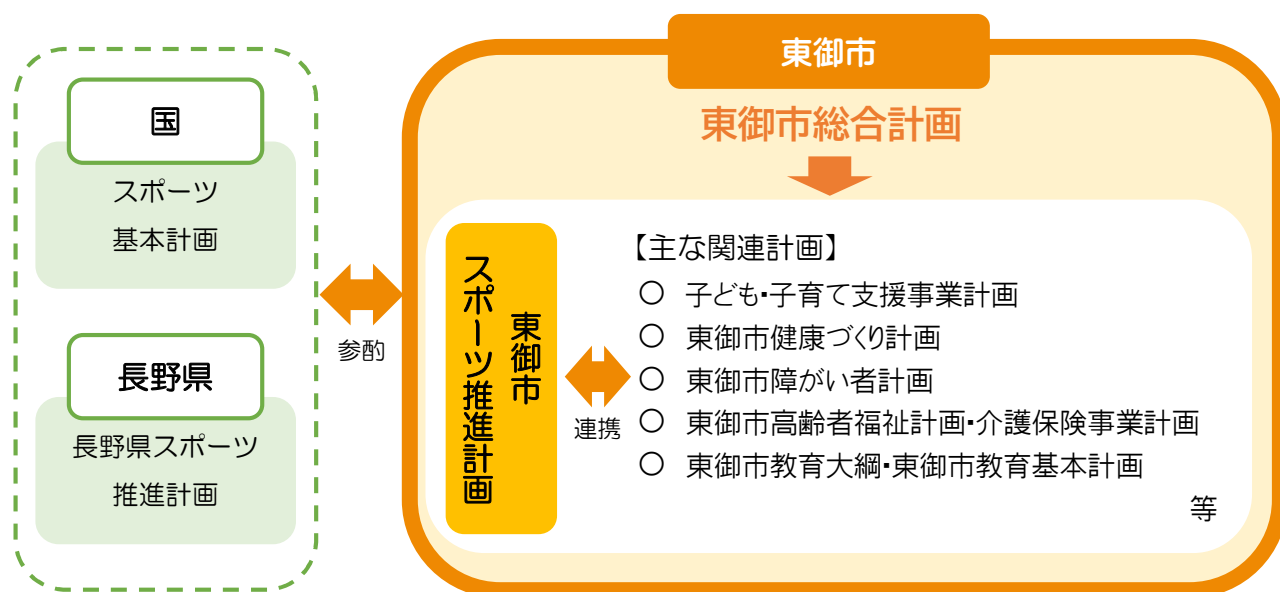
これらを踏まえて、平成31年度（2019年度）に作成した東御市スポーツ推進計画（以下、「前推進計画」という。）は、『スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり』を基本理念とし、これに基づいて13の基本施策と38の個別施策を実施してきました。その期間の中で、社会情勢やスポーツを取り巻く状況が大きく変わっており、前推進計画の計画期間が令和5年度末で終了することから、本市の運動・スポーツの現状を改めて整理・分析し、新たに第2期東御市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という。）を策定します。なお、前推進計画は、国の示すスポーツ基本計画に沿った形として多様な施策を策定しておりましたが、本計画では市の現状をふまえ、より東御市らしい施策に絞ることで、市の基本理念や目指す姿へ向けた取り組みを重点的に実施してまいります。

3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の『地方スポーツ推進計画』と位置づけ、国の『スポーツ基本計画』や長野県の『スポーツ推進計画』を尊重しつつ、『東御市総合計画』を上位計画とし、『子ども・子育て支援事業計画』『東御市健康づくり計画』『東御市障がい者計画』等との整合を図り、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。本市が目指すスポーツ施策の方向性について、庁内の関連部署と一体となった検討をする等連携を密にし、市民や関係団体等が共通認識を持ち、本計画の基本理念の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

なお、スポーツ庁は『「地方スポーツ推進計画」の策定等に係る事務負担の軽減について（令和5年1月18日付け4ス庁第1721号）』において、スポーツ推進計画を単独の計画ではなく総合計画等において位置付けることも可能であるとの見解が示されました。しかしながら、前推進計画を5年間実施してきた中で、より効果的な施策を実施していくためにも、総合計画とは別に策定することが必要であると考え、本計画の策定を行います。

図表 本計画の位置付け



4 計画の期間

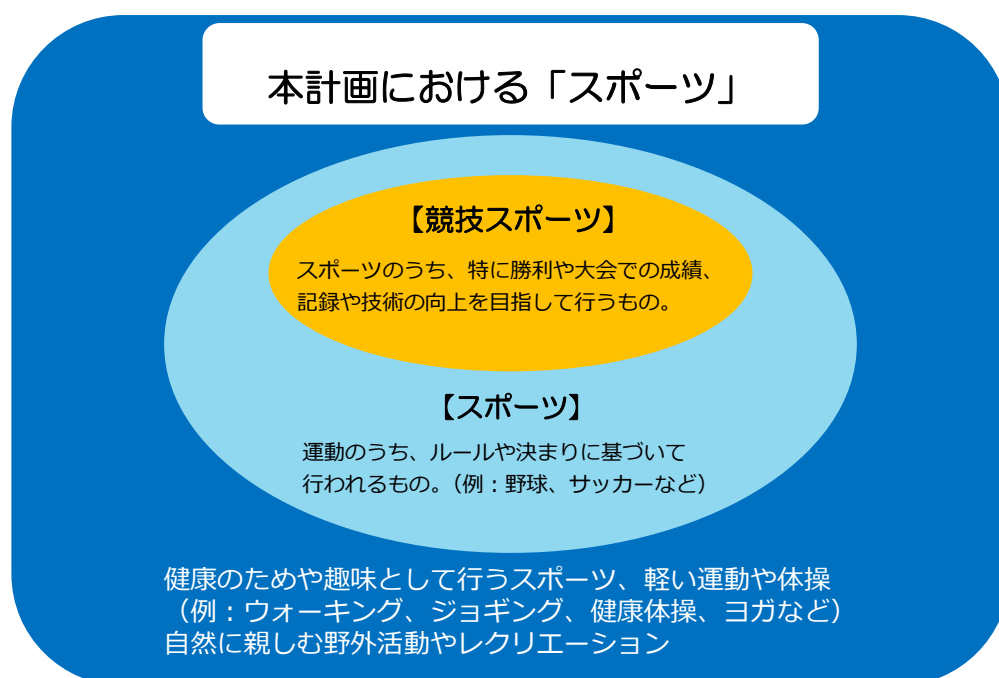
10年後の「目指す姿」を見据えた後半5年間の計画とし、本計画の期間を令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、本計画は施策の進捗状況や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

5 計画における「スポーツ」の範囲

本計画におけるスポーツとは、勝敗や記録を競う「競技スポーツ」だけでなく、健康のためや趣味として行うスポーツ、軽い運動や体操、あるいは自然に親しむ野外活動やレクリエーションなども含めており、「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものとして捉えております。

図表 本計画における「スポーツ」の範囲



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

スポーツは、子ども・青少年の心身の健全育成、体力の向上及び人々の健康で活力に満ちた生活の実現には欠くことのできないものです。また、スポーツにより人と人、地域と地域の交流が活発になり、地域の一体感と活力を醸成する等、多様な可能性を持っています。

さらに、2028年には長野県で「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が開催されることから、市民のスポーツに対する興味・関心は、今後益々高まっていくと考えられます。

このような中、スポーツの持つ限りない力を活かしたスポーツ振興を図ることによって、市民の日常にスポーツがあり、人間関係と地域経済が豊かな、健康で笑顔が輝くまちを実現します。

～ 基本理念 ～ スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり

2 10年後の目指す姿

日常にスポーツがあり、人間関係と地域経済が豊かな、健康で笑顔輝くまち・とうみ

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、「スポーツの裾野を広げる」、「スポーツで外から誘う」、「スポーツの高みを目指す」という3つの視点を持ち、本市におけるスポーツの山を大きくするため、今後のスポーツ推進の主要な目標を掲げて具体的な施策に取り組めます。

図表 基本目標

| 視 点 | 基 本 目 標 |
|-------------|---------------------------|
| スポーツの裾野を広げる | 1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成 |
| | 2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実 |
| スポーツで外から誘う | 3 スポーツによる地域経済の活性化 |
| スポーツの高みを目指す | 4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上 |

図表 3つの視点と4つの基本目標で本市のスポーツの山を高く、大きく



基本目標1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成

子どもたちが生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとなるよう、外遊びや、学校体育、スポーツ活動への支援を行いスポーツ機会の充実と体力向上を図ります。

基本目標2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実

さまざまなライフステージに応じたスポーツ活動ができるよう、スポーツ機会の創出、活動の支援、それらを支える人づくりによって生涯にわたる地域スポーツの振興を図ります。

基本目標3 スポーツによる地域経済の活性化

恵まれたスポーツ環境等を積極的に活用し、交流人口の増加を図るとともに地域経済の活性化を図ります。

基本目標4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上

より高みを目指す人々を支え、導く体制等を整えるとともにアスリートとの交流機会の創出を図ります。

3 計画の体系

基本目標1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成

1-1 運動遊びによる就学までのスポーツの土台づくり

個別施策

運動遊び・自然体験活動等による保育・幼児教育の充実

1-2 小学生期のスポーツへの円滑な接続

個別施策

学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援

1-3 中学生期のスポーツニーズへの対応

個別施策

望ましい運動部活動のための支援体制づくり
中学でのスポーツ離れを防ぐための「ゆる部活・ゆるスポーツ」等の定着

基本目標2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実

2-1 青壮年期のスポーツ活動の促進

個別施策

働き盛り世代へのスポーツ活動の普及・促進
積極的な情報発信

2-2 スポーツ施設（ハード）の活用

個別施策

いつでも、どこでも、だれでも楽しめる場の提供

2-3 地域スポーツ活動組織・人材等（ソフト）の充実

個別施策

スポーツ推進委員活動の強化
スポーツ協会活動充実への支援
総合型地域スポーツクラブの活動支援

2-4 スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくり

個別施策

身近で実施できるユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動等の充実
障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業

基本目標 3 スポーツによる地域経済の活性化

3-1 スポーツツーリズムの推進

個別施策

地域スポーツコミッションの活動支援
湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入

3-2 スポーツを活かした地域の活性化

個別施策

産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積
専門機関等とのサポート連携協定の推進

基本目標 4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上

4-1 スポーツ愛好から競技志向への円滑な接続

個別施策

トップレベルの競技スポーツの魅力に触れる機会の提供

4-2 高みを目指す人々への支援

個別施策

競技レベルに応じた練習環境の充実

第3章 スポーツ推進のための具体的施策

1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成 【裾野を広げる】

乳幼児期からの地域特有の自然環境を活用した「外遊び」を中心とし、運動遊びから得る「楽しさ」を通じて幼児期に育むべき志向・能力の向上を目指します。また、幼児期から学齢期までの継続的なスポーツの機会を通じて、子どもたちがスポーツの意義・価値を実感でき、生涯スポーツへのきっかけとなるように学校体育やスポーツ活動への支援を行うことでスポーツ機会の充実と体力向上を図ります。

<現状と課題>

(1) 学校体育

①本市の児童・生徒の体力レベルは全国平均、全県平均と比べて共に低く、学校等の取組みに継続的な専門的支援が望まれます。特に運動嫌いの子どもたちが体を動かすことに親しむための取組みが必要です。

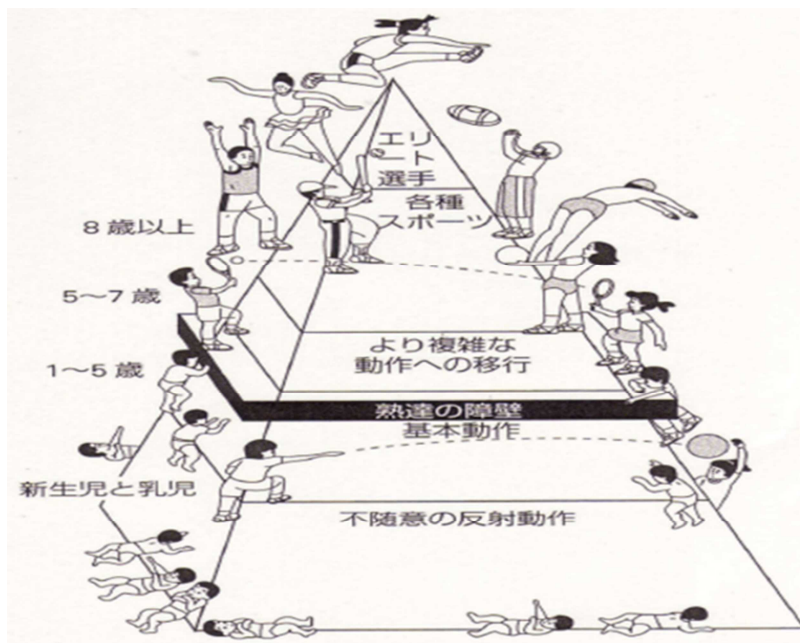
(2) 運動部活動

①部活動の地域移行が推進されるにあたって、中学生期におけるクラブ（部）活動が充実した有意義なものとなるよう、市、教育委員会、学校、地域、企業等の連携のもとで将来を見据えた具体的な体制整備を進めることが急務です。

1-1 運動遊びによる就学までのスポーツの土台づくり

① 運動遊び・自然体験活動等による保育・幼児教育の充実

子どもの生活時間の大部分を占める保育・幼児教育の現場において、園における運動遊びの習慣化や信州型自然保育の取組みの充実を支援します。



図表 スポーツの基礎となる
発達段階を示すピラミッド

出典：子どもに「体力」をとりもどそう
(宮下 充正 著)

1-2 小学生期のスポーツへの円滑な接続

① 学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援

運動の特性や魅力を実感できるとともに、体力・運動能力の向上にも資する授業実践や教科外・放課後活動充実のために、研修等を通じ、体力や運動能力、運動習慣調査等の支援も含めた専門的支援を継続的に行うとともに、放課後活動充実のための専門的支援を行います。

1-3 中学生期のスポーツニーズへの対応

① 望ましい運動部活動のための支援体制づくり

国や県が示すガイドラインに則り、体力・技術の向上のみならず、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

また、生徒のニーズを把握した上で、中学生期のクラブ活動の充実と保護者の負担軽減を図るための支援をまいります。

さらに、スチューデント・ファースト（学習者本位）の精神に基づく活動となることを大前提に、活動を地域に移行するための対応が迅速に行えるよう、学校や、教育委員会、地域、企業、市、関係団体等が一体となった協力体制を整え、各学校・各運動部活動や地域の実情にあった環境づくり・体制づくりを推進します。

② 中学でのスポーツ離れを防ぐための「ゆる部活・ゆるスポーツ」等の定着

放課後の生徒の自立的なスポーツ活動として、部活動にない運動スポーツに触れ、体を動かす楽しさや喜び、スポーツに親しみを持つきっかけづくりと体力向上を図るため、生徒のニーズに合った活動機会の充実を支援します。

2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実 【裾野を広げる】

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、誰もが自分のライフステージに応じたスポーツ活動に取り組めることは、生涯を通して幸福で豊かな生活を営むための基盤です。

よって、働き盛り・子育て世代のスポーツ活動の習慣化、健康長寿社会、ユニバーサル社会の実現のために、スポーツ活動を支える人づくりや、環境整備等によってさまざまなライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたる地域スポーツの振興を図ります。

<現状と課題>

(1) 市民のスポーツ実施

①本市の「週1回以上運動・スポーツを実施する人の率」は、50%程度であり、国、県、県内同規模自治体と比較しても高い水準にあります。しかし、30代を中心とした働き盛り・子育て世代においては、実施率が低い傾向にあります。

(2) スポーツ行政

①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に向けては、市役所において乳幼児期から高齢期までの各段階を所管する各部課等が庁内横断的に連携することが不可欠です。

②湯の丸高原の魅力を最大限に活かしたスポーツツーリズムの推進と積極的なプロモーションによる地域経済の更なる活性化が求められます。

③スポーツ推進委員の後継者の育成が課題となっています。市民のライフスタイルやニーズが多様化する中、自主的・積極的な活動、市民と市との繋ぎ役としての役割が期待されます。

(3) スポーツ施設

①高地トレーニングの適地である湯の丸高原スポーツ交流施設のブランド化を図り、合宿受入れとイベントの開催を進めることが求められています。

②市内体育施設の中には建設後40年を経過した施設が複数あります。市の公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、長寿命化計画に基づいた改修を実施する必要があります。

③体育施設・学校体育施設の予約方法における利用者の更なる利便性向上の工夫が求められています。

(4) スポーツ組織

①スポーツに対するニーズの多様化に伴い、それらのニーズに柔軟に対応し、スポーツの普及促進を担う若手指導者の育成が課題となっています。

②スポーツ少年団の団員数が減少し、取組みに支障が出ている一方で、市内に同種目の単位団が複数あることから、現状に応じた推進体制の最適化が課題となっています。

③スポーツ関係団体等が定期的に情報共有、意見交換を重ね、今後のスポーツ振興のあり方を検証することが求められています。

2-1 青壮年期のスポーツ活動の促進

① 働き盛り世代へのスポーツ活動の普及・促進

企業が行う従業員を対象とした健康事業と連携し、スタッフ派遣や用具貸出しを行い、日常的にスポーツに取り組めるよう、スポーツの必要性や効果的な運動を紹介する等、働き盛り世代がスポーツ活動に親しみ楽しめる環境づくりを支援します。

② 積極的な情報発信

市報、ホームページ、SNS等を有効的に活用し、情報発信の充実を図ります。

2-2 スポーツ施設等（ハード）の整備と活用

① いつでも、どこでも、だれでも楽しめる場の提供

多様化するニーズに沿い、遊休施設や低利用施設などの既存の施設を有効活用して、誰もが気軽に楽しめるスポーツ環境を整備します。

2-3 地域スポーツ活動組織・人材等（ソフト）の充実

① スポーツ推進委員活動の強化

各種研修会へスポーツ推進委員を派遣し、専門的な知識や技術の習得を支援します。また、スポーツ推進委員が地域スポーツ振興の推進役、行政と市民のつなぎ役として、委員内の組織体制を強化し、独自の企画・運営によるイベントや推進への取り組みができるよう支援をします。

② スポーツ協会活動充実への支援

特定非営利活動法人東御市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）と連携して、市民の主体的なスポーツ活動を促進します。また、スポーツ協会へは、目的を明確にした事業委託と適正な財政的支援を行うことで、加盟団体の普及活動や指導者の育成、競技力の向上等の取り組みを促進します。

③ 総合型地域スポーツクラブの支援

市民のライフスタイルに応じて多様なスポーツを実現するため、『子どもを中心に关わるみんなが元気になる柔らかな「子ども旋風」をまきおこす土台となる』を理念とし、“子どもたちの健全な育ちを応援し、成長を見守っていくことを活動の核とし、年齢、障がいがあるなしに関係なく、地域のみながいつでも気軽にスポーツすることができるよう、生涯を通じて楽しむことができるクラブ”として活動する総合型地域スポーツクラブ SanyTOMI を支援します。スポーツだけではなく、外遊びやからだを動かす楽しさが実感できるメニューを用意して、だれでも気軽に集まって体を動かす場を目指します。

2-4 スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくり

① 身近で実施できるユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動等の充実

高齢者、障がい者にとってスポーツが日々の楽しみとなり、生活に潤いを与えられる地域を目指します。

スポーツ協会、スポーツ推進委員、しんたい、総合地域スポーツクラブ等と連携し、高齢者向けプログラムを提供する等、高齢期におけるスポーツを積極的に推進します。また、身近で活動を支援するボランティアを育成します。

また、障がい者のスポーツ活動への参加に向けて、適切な配慮と指導が実施できるよう「みんなの健康×スポーツ実行委員会」「スポーツ推進委員」を中心として、幅広い層の方々が共に活動する機会の提供に努め、そのための研修機会の充実に取組みます。

ユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動を推進する中で、身近なスポーツとしてボッチャの常設コートを増やしていき、また、人材育成やボッチャのルールを広く普及しながら定着を図ります。また、「ボッチャのまち・東御」としてブランド化を図ります。

② 障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業

障がいのある方もない方も共にスポーツを「する」機会を提供することで、参加者の皆が達成感、一体感を得ることができ、誰もが身近に運動・スポーツに親しめるユニバーサルな地域の実現に向けて取組みます。

3 スポーツによる地域経済の活性化 【外から誘う】

本市の強みである湯の丸高原高地トレーニング施設を起爆剤として、官民が一体となり、スポーツ合宿の誘致、観光と連動したスポーツツーリズムを推進することで、知名度の向上や交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ります。

<現状と課題>

(1) スポーツ合宿・イベントの受入れ体制

平成30年度（2018年度）から湯の丸高原スポーツ交流施設において、トップアスリートをはじめ、実業団、大学の陸上中長距離を中心とした高地トレーニング合宿の受入れを開始しました。また、スポーツコミッションの受入れも開始し、一元的な連携体制を整えました。今後は、現在閑散期や繁忙期のある受入れ状況を一年を通して平準化していくことが必要です。

(2) 更なる魅力創出と集客力の向上

地域の魅力を最大限に活かし、スポーツによる継続的な地域経済の活性化を図るため、湯の丸高原の合宿を機軸とした市内全域への集客効果の波及、スポーツによる新たなビジネスの創出等が求められます。

(3) 医科学サポート体制の構築

医科学的サポート体制の構築により、トレーニング方法の確立や身体に与える効果などの検証を行い、市民や子供たちも安心して施設を利用できる環境を整え、競技力向上のほか健康づくりにも活用していくことが求められます。

3-1 スポーツツーリズムの推進

① 地域スポーツコミッションの支援

スポーツ団体、企業（スポーツ産業、観光産業）、市等が一体となり、スポーツを観光資源とした新たなイベントの開催、スポーツ合宿誘致等のスポーツツーリズムに取り組むため、そのマネジメント機能を果たす「(一社)とうみ湯の丸高原スポーツコミッション」(以下、「コミッション」という。)において、湯の丸高原特有の「高地トレーニングの適地性」を最大限に活かし、スポーツツーリズムの推進をはじめ、スポーツ合宿の誘致、スポーツ交流イベントの開催等を官民一体で行い、交流人口の拡大や市民のスポーツへの関心の向上を図り、地域の活性化に繋げてまいります。

② 湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入

高地トレーニングの適地である標高1,750mに位置する湯の丸高原スポーツ交流施設へのスポーツ合宿誘致を積極的に行います。特に、陸上中長距離、水泳の施設を活かして実業団・大学等のトップレベルのチーム・選手を中心に合宿の誘致を積極的に進めます。

また、コミッションが、スポーツイベントの開催等魅力的なスポーツツーリズムを主導し、交流人口の拡大、知名度向上、集客増加等、地域経済活性化の好循環を拡充します。

3-2 スポーツを活かした地域の活性化

①産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積

湯の丸高原の高地トレーニングのポテンシャルを最大限に活かすため、専門機関と連携して、高地トレーニングの効果、スポーツツーリズムによる経済波及効果等の検証、分析を行います。

②専門機関等とのサポート連携協定の推進

企業、専門機関等との連携を組織的に推進するため、連携協定の締結を検討します。

例えば、企業、大学等は湯の丸高原を実習・研究施設として活用し、その際、市の関係団体等が活動に参画して人材の育成を図る等、win-winの関係を構築することで、継続的な協力関係を強化します。

4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上 【高みを目指す】

地元の選手が大きな舞台で活躍する姿は、観るものに感動と勇気を与えるばかりでなく、地域に元気とスポーツへの興味を生み出します。

将来、国内トップレベルとなる選手を本市から輩出するため、指導者の育成、学校部活動の体制整備を進め、競技スポーツ人口の拡大と競技力の向上に向けて取組みます。

<現状と課題>

(1) スポーツ環境

- ① スポーツ少年団やスポーツ教室の参加者が少子化・運動離れにより減少し、また、団体そのものが小規模化しており、存続が困難となっています。
- ② 中学期の学校運動部活動では、部員不足、教員の長時間労働等の問題から、興味のあるスポーツを身近でできないことが課題となっています。
- ③ スポーツ関係団体、地域、学校、企業、教育委員会、市等が連携を図り、子どもたちのニーズを把握し、運営・指導スタッフの育成・確保、指導者レベルの向上、施設の提供等、充実した活動ができる体制を地域が一体となって整備することが急務となっています。

4-1 スポーツ愛好から競技志向への円滑な接続

① トップレベルの競技スポーツの魅力に触れる機会の提供

子どもたちがトップレベルの競技スポーツへの夢や憧れを抱き、競技に挑む意欲を喚起するため、スポーツ協会、コミッション、SanyTOMI、各種競技団体、企業等と連携しながらトップアスリートとの交流イベントやスポーツ教室等を開催し、スポーツの魅力を積極的に発信するとともに市内におけるスポーツ環境の質的な充実を図ります。

また、本市への合宿誘致を通じて、トップレベルの選手・指導者を身近に見る機会から本市の選手、指導者のレベルアップを図ります。

4-2 高みを目指す人々への支援

① 競技レベルに応じた練習環境の充実

競技志向の高まりによるニーズに対応するために、スポーツ団体の連携は、競技スポーツ人口の拡大、競技力向上を図るうえで必要不可欠です。

アスリートが使用している施設で実際に練習したり、専門家のアドバイスを聞く機会を設けることで、自らの競技能力を向上するとともに、夢を持ってスポーツに取り組めるよう支援してまいります。

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進と進捗管理・評価

本計画は、本市をはじめとして、市民・企業・スポーツ関係団体等さまざまな主体が協働することにより推進します。

進捗管理は、定期的に現地におけるモニタリング・市民向けアンケート調査等を実施し、事業の進捗管理や達成度の点検、成果の検証を行うとともに、必要に応じて計画や目標を見直す等、進捗状況に応じて、計画の改善を図ります。

また、市長の附属機関である本市スポーツ推進審議会に毎年度、進捗を報告し、適切な評価を行います。なお、本計画の進捗状況は、ホームページ等で随時公表し、市民や関係団体等の意見を施策へ反映する環境を整備します。

(2) 計画における数値目標

| 項目 | 平成29年度 実績 | 令和4年度 実績 | 令和10年度 目標 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| ① 小中学生の過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合 ※健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在に配慮しての割合とする。 | 小学生 11.13% 中学生 7.51% | 小学生 7.18% 中学生 6.55% | 0% |
| ② 小中学生の体力合計点(小中男女合計平均) ※体力合計点は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における、体力テスト各種目の合計得点小5、中2の男女別の得点を平均する。 | 本市平均 50.15点 長野県平均 50.89点 | 本市平均 48.53点 長野県平均 48.76点 | 52点 |
| ③ 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率 | 60.4% | 52.7% | 65% |
| ④ 60歳以上の週1回以上のスポーツ実施率 | 68.6% | 59.0% | 70% |
| ⑤ 障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツ参加機会の充実 ※ユニバーサルスポーツ大会の開催 | — | — | 年2回 |
| ⑥ 運動・スポーツ等身体を動かすことが好きな市民の割合 | 73.7% | 72.6% | 80% |
| ⑦ ボッチャの普及 ※「ボッチャ」の常設コート数 | 2箇所 | 2箇所 | 6箇所 |
| ⑧ 湯の丸高原スポーツ交流施設利用者の宿泊数 | 0泊 | 12,107泊 | 14,000泊 |
| ⑨ 全国大会に出場する個人・団体の数 | 26人・団体 | 21人・団体 | 30人・団体 |

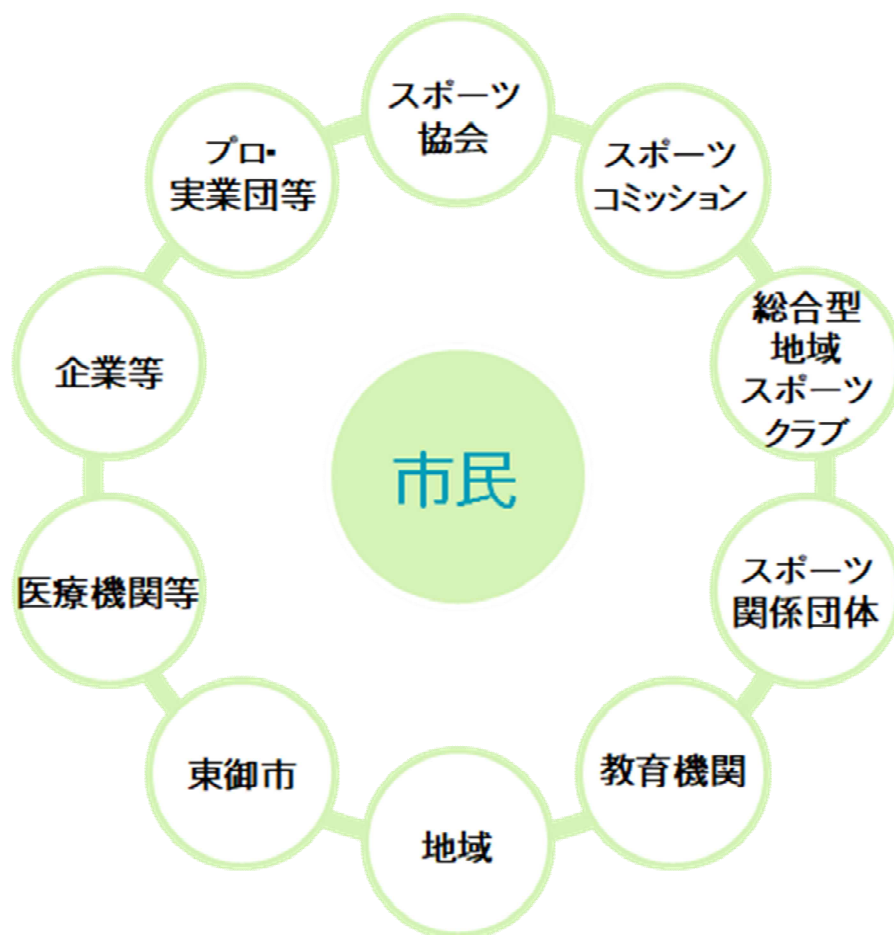
2 施策の推進体制と役割

(1) 推進体制について

基本理念の実現に向けて、本計画を着実に推進するためには、市民のスポーツ参画人口の拡大、共生社会の実現、健康増進、郷土への愛着の醸成や地域経済の活性化等につながるスポーツに関する施策を総合的、体系的かつ戦略的に推進することが求められています。

また、本市を取り巻くスポーツ環境の変化や多様化するニーズに的確に応えるためには、行政の取組みだけでなく地域住民との協働が欠かせません。地域の中で、市民の皆さまをはじめ、地域、学校、スポーツ関係団体、民間企業、スポーツ協会、コミッション、SanyTOMI 及び市が、それぞれの役割や責任を踏まえ、相互に尊重した関係のもと連携・協働をして、計画の実現を目指します。

図表 計画の実現に向けた連携・協働体制



(2) 計画の実現を担う皆さんへの期待

① 市民

スポーツ活動に積極的に取組まれることや、保護者の方が子どもと一緒に公園あそび等をして体力向上のための一役を担っていくことを期待します。なお、スポーツを「する」だけでなく、ボランティア等の「ささえる」活動や、スポーツを通じた交流活動への積極的な参加もお願いします。

② スポーツ協会

市のスポーツ人口の中心的な存在として、自主事業としてのスポーツ大会・スポーツ教室の開催し、競技力の向上、交流人口の拡大、スポーツの習慣化等につながるような事業推進や、指導者の育成・強化、指導者の派遣、スポーツ情報の提供等市民がスポーツに親しめる環境の整備を期待します。また、スポーツ少年団やスポーツ教室の参加者を増加するための、様々な種目が一堂に会し、参加者が体験できる環境として「お試しスポーツ（仮称）」の実施を期待します。

③ コミッション

スポーツ関係団体や、企業、市等と一体となり、交流人口の拡大や市民のスポーツへの関心の向上のための、イベントの開催やスポーツ合宿誘致等を期待します。

④ 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、地域住民による自主的・主体的な運営を期待します。

⑤ スポーツ関係団体（スポーツ推進委員、スポーツ少年団含む）

市・事業者等と連携し、市民のスポーツに親しむ機会の創出、競技力の向上やスポーツの持つ魅力の発信が求められます。

また、多様なニーズに対応するための知識や技術の習得に努めていただくとともに、団体間の連携を図り、地域スポーツ振興の推進役、行政と市民のつなぎ役としてスポーツへの興味が薄い人へ動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発等を期待します。

⑥ 教育機関（小・中学校、高校、専門学校）

小・中学校においては、児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、学校活動の充実を図るとともに、運動意欲を喚起し生涯スポーツへのきっかけ作りを期待します。

高校、専門学校においては、スポーツ教室、スポーツ大会等への積極的なボランティア参加をお願いし、地域に関わることを自らの経験、学びの機会として捉え、専門性を活かしたスポーツ振興への貢献を期待しています。

⑦ 区・公民館・育成会・PTA・地域づくりの会等

地域のスポーツやレクリエーション環境の充実を図り、人々の地域活動への参加意欲を高めるため、公民館や学校PTAを中心としたスポーツ行事への積極的な参加をお願いします。

⑧ 医療機関・スポーツ医科学専門機関等

専門分野での競技者の支援やスポーツ医科学の理論に基づいた知識の伝達・普及に向けた協力・支援を期待します。

なお、しんたいは、保健・福祉・医療・教育・スポーツをはじめ多分野での横断的な調査研究・教育啓発・人材育成等の活動に取り組んでおり、地域密着のシンクタンクとして、各種事業や関係団体、外部専門機関等をつなぐ要の役割として期待しています。

⑨ 企業等

企業内のスポーツ振興及び習慣化、トップレベル選手の育成・支援、市民スポーツへの資金的な支援を期待します。

また、学校部活動等への指導者やスポーツトレーナーの派遣や施設の開放、各スポーツ団体等との連携によるスポーツイベントの開催、企業等が保有する人材、情報、施設等の資源を地域のために活用して頂けることを期待します。

⑩ トップアスリート

湯の丸高原等でトレーニングをするアスリートとの交流は、「みる」「ささえる」スポーツとして市民に活力・夢・感動を与える機会となります。市民との積極的な交流を期待します。

(3) 各分野における市役所関係部局間の連携

本計画の基本理念「スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり」の実現に向け、企画振興部文化・スポーツ振興課を中心として、本計画を具体的に進めるための行動計画を作成します。そのうえで、庁内関係部局の横断的な連携はもとより、関係団体等との連携、協働体制を一層強化した施策展開を図ります。

① 教育分野

教育委員会との連携を密にし、子どもたちの心身の健全な育成を図り、実践だけでなくスポーツに対する多様な関係のあり方も学習し、生涯スポーツの推進につなげます。

また、学校とも連携し、子ども達がやりたいスポーツを楽しめる環境の構築を地域、スポーツ関係団体と新しい地域スポーツのあり方を検討するよう取組んでいきます。また、トップレベルの選手とのふれあいや指導の機会を創出することで、スポーツの高みを目指す動機付けとスポーツに親しむ・楽しむ・好きになる環境を充実させます。

② 経済・観光分野

都心からのアクセスの良さ、湯の丸高原、標高差、晴天率の良さ、巨峰・胡桃をはじめとする特産物、ワイン、温泉等の強みを最大限に活かし、商工観光課、農林課との連携から宿泊業者、商工会、観光団体等との協働でスポーツツーリズムを展開し地域経済の活性化へつなげます。

なお、コミッションによるスポーツ合宿・イベントの誘致、実施及び支援を通じて多くの人を外から誘うことで、交流人口の拡大、シティープロモーション効果、ブランド化、更なる集客増加の好循環を生み出し地域経済の活性化へとつなげます。

③ 健康・福祉分野

乳幼児期の運動、保育・幼児教育の現場における運動遊びの習慣化や信州型自然保育の取り組みにおいて保育課との連携を密にして就学までのスポーツの土台づくりを図ります。

青壮年期のスポーツ活動の推進にあたっては、健康保健課、生涯学習課（公民館含む）と一層連携を深め、働き盛り・子育て世代がスポーツに親しめる環境づくり、スポーツ活動へのきっかけづくりと習慣化を推進します。

高齢者、障がい者が身近にスポーツに親しめる機会の充実を図るため、福祉課との連携により、ウォーキングやヨガ、健康体操等、誰もが自分のペースで取組めるスポーツの機会を充実させ、習慣化を図ることで心身の健康づくりを推進します。

また、福祉課との連携においては、「みんなの健康×スポーツ実行委員会」との連携を中心に、障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツの充実に積極的に取組み、スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくりを推進します。

【 資 料 編 】

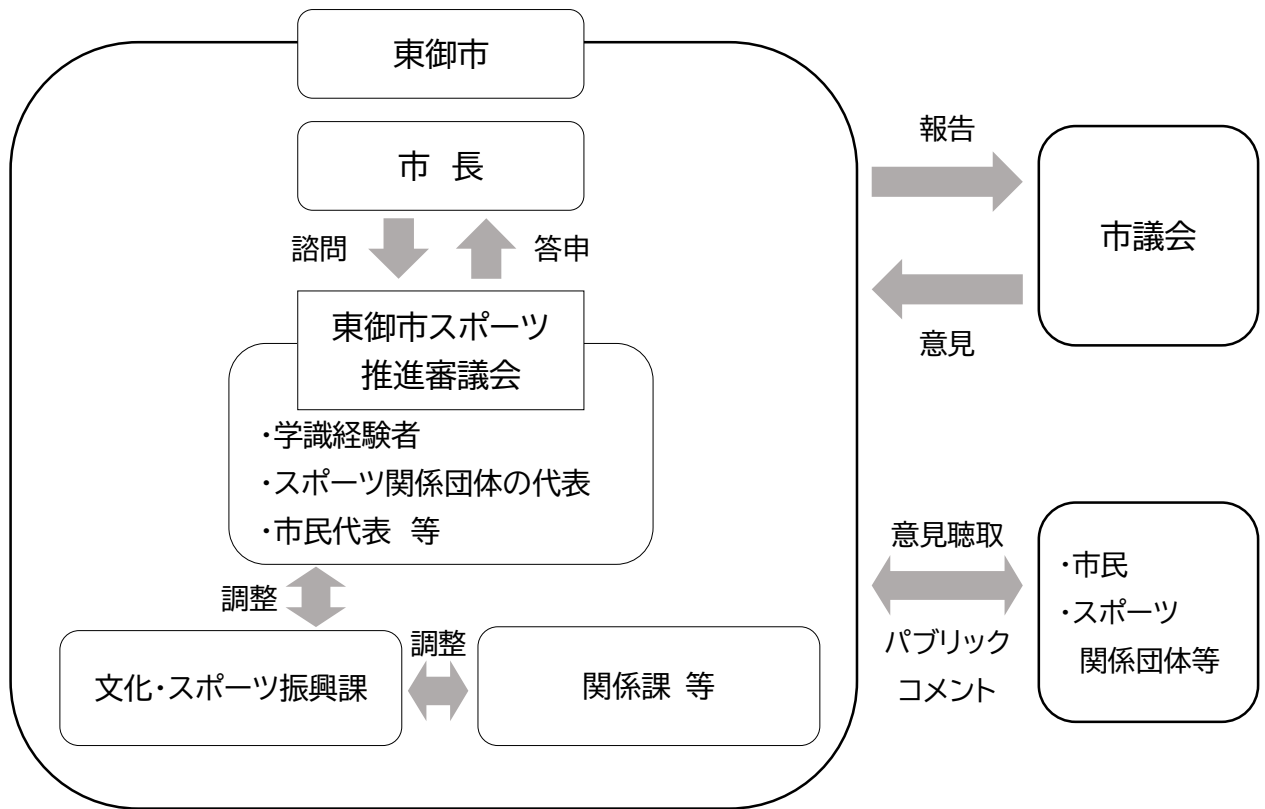
- 資料 1 第 2 期東御市スポーツ推進計画策定の経過
- 資料 2 本市スポーツ推進計画策定体制
- 資料 3 東御市スポーツ推進審議会委員名簿
- 資料 4 諮問・答申
- 資料 5 体育協会加盟団体一覧
- 資料 6 スポーツ少年団 団員・指導者数の推移
- 資料 7 スポーツ教室参加者数の推移
- 資料 8 スポーツ施設一覧
- 資料 9 スポーツ施設利用状況
- 資料 10 東御市の運動・スポーツに関するアンケート調査結果
- 資料 11 パブリックコメントの結果
- 資料 12 東御市スポーツ推進審議会条例

資料 1

第 2 期 東御市スポーツ推進計画の策定経過

| 時 期 | 項 目 | 概 要 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 9月1日(金) | 9月議会 全員協議会 | 策定について説明 |
| 9月19日(火) | 第1回スポーツ推進審議会 | 計画について協議 |
| 11月17日(金) | 第2回スポーツ推進審議会 | 市長から「スポーツ推進計画の策定」を審議会に諮問 |
| 12月1日(金) | 12月議会 全員協議会 | 計画素案について説明 |
| 12月15日(金) ～1月15日(月) | スポーツ推進計画(素案)に関するパブリックコメント実施 | |
| 2月9日(金) | 第3回スポーツ推進審議会 | 審議会から「東御市スポーツ推進計画(案)」を市長へ答申 |

本市スポーツ推進計画策定体制



資料3

令和5年度 東御市スポーツ推進審議会委員名簿

本市スポーツ推進審議会委員は、下記のとおりです。

| 区分 | | 氏名 | 団体・役職 等 | |
|----|--------|--|--|---------------------|
| 1 | 会長 | 有識者 | 横田 匡俊 日本体育大学 スポーツマネジメント学部 教授 | |
| 2 | 職務代理者 | スポーツ団体 ・関係機関 | 三溝 和子 東御市スポーツ推進委員 会長 | |
| 3 | 委員 | アスリート | 神津 志保美 元スピードスケート バンクーバーオリンピック代表 | |
| 4 | 委員 | スポーツ団体 ・関係機関 | 小林 経明 東御市スポーツ協会 副会長 | |
| 5 | 委員 | | 若林 豊文 東御市区長会 副会長 | |
| 6 | 委員 | | 唐澤 光章 東御市高齢者クラブ連合会 会長 | |
| 7 | 委員 | | 宮下 聡 東御市校長会会長 和小学校校長 | |
| 8 | 委員 | | 小菅 武志 一般社団法人とうみ湯の丸高原スポーツコミッション 事務局長 | |
| 9 | 委員 | | 荻原 太郎 東御市身体障害者福祉協会 会長 | |
| 10 | 委員 | | 岡田 真平 公益財団法人身体教育医学研究所 所長 | |
| 11 | 委員 | | 柿沼 宏直 東信教育事務所 生涯学習課指導主事 | |
| 12 | 委員 | | 上藪 美千代 SanyTOMI クラブマネージャー | |
| 13 | 委員 | | 上原 真美 社会教育委員 副議長 | |
| 14 | 委員 | | 公募 | 荒木 雅己 東御市民 |
| 15 | 委員 | | 公募 | 依田 要一 東御市民 |
| 1 | アドバイザー | | 学識経験者 | 柳沢 和雄 武庫川女子大学 教授 |
| 2 | オブザーバー | 小淵 和也 公益財団法人 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 (令和5年4月1日から令和5年9月30日まで) | | |
| | | 鈴木 貴大 公益財団法人 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 (令和5年10月1日から令和6年3月31日まで) | | |

諮問

5 文ス第 121 号

令和 5 年 11 月 17 日

東御市スポーツ推進審議会

会長 横田 匡俊 様

東御市長 花岡 利夫

第 2 期東御市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

東御市スポーツ推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

（諮問事項）

「第 2 期東御市スポーツ推進計画」について

（諮問理由）

本市は、「スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり」を基本理念として、平成 31 年 3 月に策定した「東御市スポーツ推進計画」において、3 つの視点、4 つの基本目標、13 の基本施策を掲げるとともに、38 の個別施策を設定し、「日常にスポーツがあり、人間関係と地域経済が豊かな、健康で笑顔輝くまち・とうみ」の実現に向けたスポーツ振興に取り組んでいるところでありますが、現在の推進計画は令和 5 年度末で終了することから、本市の運動・スポーツの現状を改めて整理・分析し、新たに「第 2 期東御市スポーツ推進計画」として、より東御市らしい施策を重点的に実施するため、貴審議会の意見を求めます。

答申

東御市スポーツ協会加盟団体一覧

(令和5年度現在)

| No. | 団体名 | 人数 | No. | 団体名 | 人数 |
|-----|------------|---------|----------------------|----------------------|---------|
| 1 | 柔道協会 | 22(1) | 15 | ヘルシーダンス協会 | 59(8) |
| 2 | ソフトテニス協会 | 35 | 16 | 剣道協会 | 60(3) |
| 3 | 陸上競技協会 | 45 | 17 | ビーチボール協会 | 93(20) |
| 4 | 湯の丸スキークラブ | 72(1) | 18 | 山岳協会 | 30(2) |
| 5 | マレットゴルフ協会 | 290(32) | 19 | 早起野球連盟 | 212(10) |
| 6 | ふわっとテニス協会 | 10(1) | 20 | ソフトバレーボール協会 | 75(13) |
| 7 | バドミントン協会 | 46(4) | 21 | グラウンドゴルフ協会 | 37(1) |
| 8 | 弓道協会 | 26(1) | 22 | テニス協会 | 57(1) |
| 9 | サッカー協会 | 53(2) | 23 | ゴルフ協会 | 71(2) |
| 10 | 卓球協会 | 36(2) | 24 | ゲートボール協会 | 61(12) |
| 11 | バレーボール協会 | 137(14) | 25 | 太極拳協会 | 30(6) |
| 12 | ソフトボール協会 | 213(14) | 26 | とうみユニバーサル スポーツクラブ | 124 |
| 13 | 空手協会 | 34(2) | 27 | 水泳協会 | 10(1) |
| 14 | バスケットボール協会 | 69(1) | ※ () 内はチーム数を示しています。 | | |

資料6

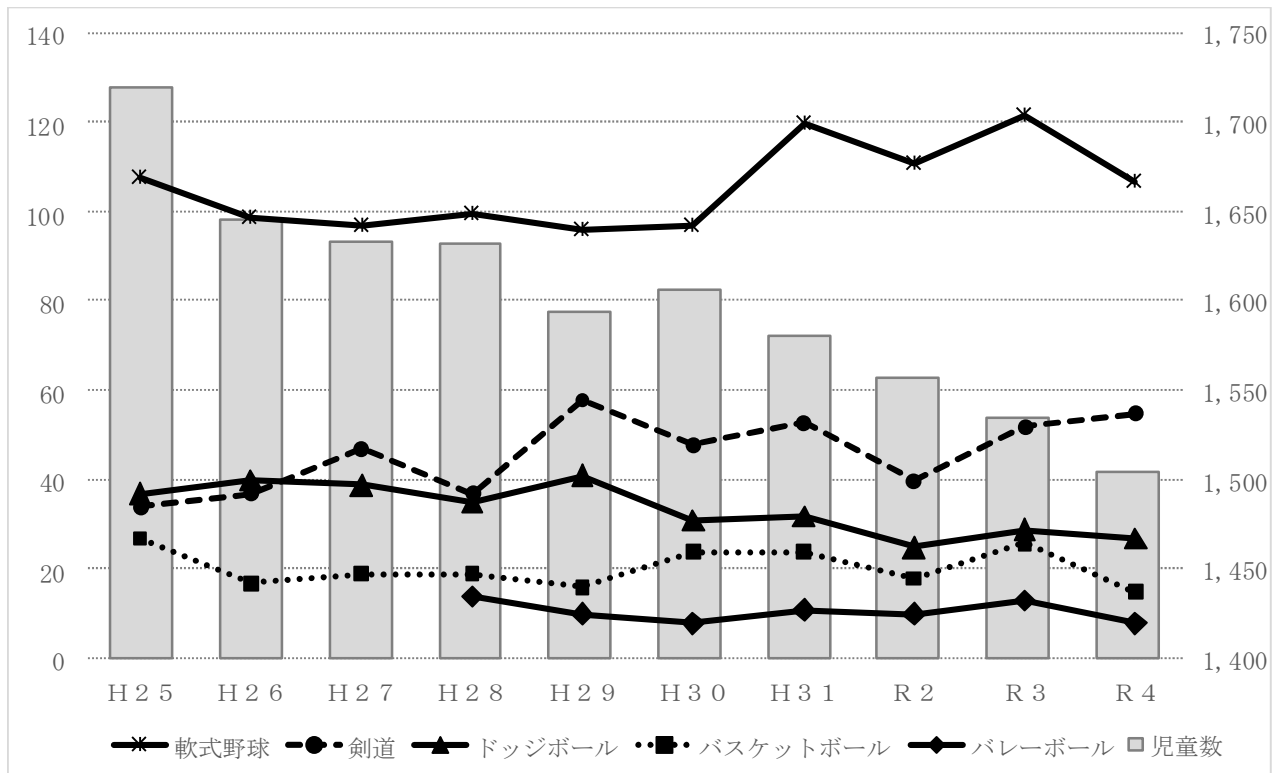
スポーツ少年団 団員数の推移

| 年度 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数 | 1,719 | 1,645 | 1,633 | 1,618 | 1,592 |
| 軟式野球（5団） | 108 | 99 | 97 | 100 | 96 |
| 剣道（4団） | 34 | 37 | 47 | 37 | 58 |
| ドッジボール | 37 | 40 | 39 | 35 | 41 |
| バスケットボール | 27 | 17 | 19 | 19 | 16 |
| バレーボール | — | — | — | 14 | 10 |
| 合計 | 206 | 193 | 202 | 205 | 221 |

| 年度 | H 3 0 | H 3 1 | R 2 | R 3 | R 4 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数 | 1,602 | 1,580 | 1,557 | 1,534 | 1,504 |
| 軟式野球（5団） | 97 | 120 | 111 | 122 | 107 |
| 剣道（R元まで4団、R2から3団） | 48 | 53 | 40 | 52 | 55 |
| ドッジボール | 31 | 32 | 25 | 29 | 27 |
| バスケットボール | 24 | 24 | 18 | 26 | 15 |
| バレーボール | 8 | 11 | 10 | 13 | 8 |
| 合計 | 208 | 240 | 204 | 242 | 212 |

団員数(人)

児童数(人)



スポーツ教室参加者数の推移

| 教室名 | H30 | R元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 東御陸上 | 93 | 59 | 50 | 57 | 43 |
| ソフトテニス(一般・中学生) | 74 | 77 | 72 | 61 | 49 |
| ソフトテニス(小学生) | 76 | 64 | 63 | 57 | 43 |
| テニス(初中級) | 11 | 3 | 12 | 5 | 13 |
| テニス(上級) | 11 | 11 | 14 | 11 | 1 |
| バドミントン | 26 | 25 | 26 | 24 | 15 |
| 柔道 | 33 | 23 | 28 | 30 | 29 |
| 剣道 | 24 | 21 | 12 | 13 | 27 |
| 空手(東部会場) | 27 | 25 | 21 | 18 | 9 |
| 空手(北御牧会場) | 7 | 15 | 13 | 9 | 14 |
| 弓道 | 17 | 19 | 11 | 21 | 19 |
| ミニバスケットボール | 94 | 82 | 62 | 64 | 62 |
| サッカー | 64 | 65 | 56 | 58 | 51 |
| 卓球(夜の部) | 59 | 44 | 24 | 22 | 18 |
| 卓球(昼の部) | 27 | 29 | 22 | 26 | 25 |
| 卓球(北御牧会場) | 31 | 21 | 4 | 10 | 19 |
| バレーボール | 52 | 76 | 51 | 66 | 56 |
| ミニビーチボール | 47 | 50 | 56 | 71 | 52 |
| 社交ダンス | 19 | 20 | — | — | — |
| はつらつスポーツ | 7 | — | — | — | — |
| ゴルフ(ジュニア) | 6 | 6 | 6 | 5 | 3 |
| ゴルフ(初心者) | 38 | 32 | 12 | 12 | 10 |
| 野球教室 | — | 11 | 10 | 12 | 21 |
| スキー・スノーボード | 125 | 115 | 78 | 0 | 73 |
| 合計 | 968 | 893 | 703 | 652 | 652 |

スポーツ施設一覧

| 施設名 | 所在 | 規模 | 建設年次 | 経過年数 |
|--|--------------------------|--|------|------|
| 東御中央公園グラウンド (軟式野球/2面・サッカー/2面) | 東御市鞍掛 188 | 17,000 m ² | 1972 | 51 |
| 東御中央公園テニスコート | 東御市常田 740-2 | 硬式4面・軟式4面 | 1999 | 24 |
| 東御中央公園屋外ゲートボールコート | 東御市鞍掛 158-1 | 6面 | 1990 | 33 |
| 東御中央公園屋内ゲートボール場 | 東御市鞍掛 166-2 | 2面 | 1986 | 37 |
| 東御中央公園市民プール | 東御市鞍掛 205 | 競泳プール 50m(9コース) | 1976 | 47 |
| 東御中央公園第一体育館 (バレーコート/3面・バスケットコート/2面・ バドミントンコート/10面) | 東御市鞍掛 177-2 | アリーナ面積 2,200 m ² | 2001 | 22 |
| 東御中央公園第二体育館 (バレーコート/2面・バスケットコート/2面・ バドミントンコート/6面) | 東御市鞍掛 163-1 | アリーナ面積 987 m ² | 1976 | 47 |
| 東御中央公園弓道場 | 東御市鞍掛 167 | 遠的/3人立 近的/10人立 | 1996 | 27 |
| 東御中央公園マレットゴルフコース | 東御市鞍掛 150 | 3コース・27ホール | 1998 | 25 |
| 東御中央公園武道館 | 東御市鞍掛 167 | 剣道場 246.24 m ² 柔道場 246.24 m ² | 1978 | 45 |
| 東御市北御牧グラウンド (軟式野球/1面・ソフトボール/2面) | 東御市下之城 965 | 10,000 m ² | 1978 | 45 |
| 東御市八重原グラウンド (軟式野球/1面・ソフトボール/2面) | 東御市八重原 1807-1 | 9,900 m ² | 1983 | 40 |
| 東御市北御牧体育館 | 東御市下之城 978-1 | 面積 472 m ² | 1975 | 48 |
| 東御市ふれあい体育館 (バレーコート/2面・バスケットコート/2面・ バドミントンコート/6面) | 東御市下之城 962-3 | アリーナ面積 1,310 m ² | 1989 | 34 |
| 東御市海野マレットゴルフ場 | 東御市塩川 2268-1 | 3コース・27ホール | 2006 | 17 |
| 全天候型 400mトラック | 東御市新張 1270 | 400m | 2017 | 6 |
| 林間 800mジョギングコース | 東御市新張 1270 東御市新張 1272 | 800m | 2017 | 6 |
| 林間 1000mジョギングコース | | 1000m | | |
| トレイルランニングコース | | 2,500m | | |
| 湯の丸高原荘 (トレーニングルーム) | | 1階/10名 2階/102名 | 1994 | 29 |
| 屋内運動施設 (特設プール) | 東御市新張 1272 | 3,035.04 m ² | 2019 | 4 |

※東御市体育施設条例及び東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例に基づく施設

資料 9

スポーツ施設の利用状況の推移

| | | H30 年度 | H31 年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 開館日数 | | 358 | 357 | 322 | 358 | 358 |
| 第一体育館 | 件数 (件) | 1,305 | 1,181 | 1,190 | 1,241 | 1,201 |
| | 利用者数(人) | 35,983 | 33,804 | 20,356 | 21,667 | 25,948 |
| 第二体育館 | 件数 (件) | 1,021 | 1,078 | 1,068 | 1,246 | 1,121 |
| | 利用者数(人) | 26,913 | 25,192 | 17,442 | 19,737 | 21,226 |
| 中央グラウンド | 件数 (件) | 329 | 281 | 236 | 261 | 253 |
| | 利用者数(人) | 13,065 | 10,298 | 5,606 | 6,665 | 6,455 |
| テニスコート | 件数 (件) | 2,144 | 2,521 | 2,368 | 2,637 | 2,690 |
| | 利用者数(人) | 20,924 | 24,785 | 19,820 | 20,282 | 20,760 |
| 武道館 | 件数 (件) | 833 | 756 | 460 | 518 | 673 |
| | 利用者数(人) | 15,555 | 16,150 | 7,841 | 8,849 | 10,031 |
| 弓道場 | 件数 (件) | 352 | 392 | 373 | 433 | 499 |
| | 利用者数(人) | 2,571 | 3,630 | 947 | 1,439 | 2,092 |
| 海野マレット場 | 件数 (件) | 175 | 179 | 101 | 135 | 138 |
| | 利用者数(人) | 16,901 | 17,647 | 13,663 | 14,447 | 12,814 |
| 市民プール | 件数 (件) | 61 | 53 | 48 | 44 | 51 |
| | 利用者数(人) | 10,865 | 10,652 | 9,334 | 10,850 | 11,045 |
| ふれあい体育館 | 件数 (件) | 793 | 755 | 463 | 762 | 775 |
| | 利用者数(人) | 14,653 | 15,053 | 6,832 | 11,583 | 13,477 |
| 北御牧体育館 | 件数 (件) | 175 | 139 | 147 | 138 | 153 |
| | 利用者数(人) | 1,747 | 1,115 | 1,284 | 1,581 | 1,657 |
| 北御牧グラウンド | 件数 (件) | 347 | 191 | 178 | 188 | 200 |
| | 利用者数(人) | 9,849 | 2,893 | 2,042 | 2,909 | 4,547 |
| 八重原グラウンド | 件数 (件) | 71 | 45 | 30 | 38 | 45 |
| | 利用者数(人) | 2,005 | 1,232 | 583 | 962 | 1,367 |
| ゲートボール場 | 件数 (件) | 31 | 28 | 15 | 20 | 9 |
| | 利用者数(人) | 1,857 | 1,817 | 823 | 885 | 398 |
| 室内ゲートボール場 | 件数 (件) | 142 | 123 | 89 | 107 | 110 |
| | 利用者数(人) | 3,424 | 3,032 | 1,635 | 1,957 | 1,960 |
| 合 計 | 件数 (件) | 7,779 | 7,722 | 6,766 | 7,768 | 7,918 |
| | 利用者数(人) | 176,312 | 167,300 | 108,208 | 123,813 | 133,777 |

資料 10 東御市の運動・スポーツに関するアンケート調査結果
別紙のとおり

東御市スポーツ推進計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

| | |
|---------|---|
| 件名 | 東御市スポーツ推進計画（素案）に関するパブリックコメント |
| 意見の募集期間 | 令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月15日（月） |
| 意見の受付方法 | 電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接 |
| 意見の周知場所 | 市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター |
| 結果の公表場所 | 市ホームページ |
| 提出状況 | (1) 提出者数 人 (2) 提出意見数 件 |
| 実施機関 | 東御市企画振興部文化・スポーツ振興課スポーツ係 電話：0268-75-1455 ファックス：0268-63-5431 電子メール：bunka-sports@city.tomi.nagano.jp |

2 ご意見の提出状況と対応区分

| 区分 | 内容 | 提出者数 | 意見数 |
|----|---|------|-----|
| A | ご意見の趣旨が既に反映されているもの。 | | |
| B | ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。 | | |
| C | ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。 | | |
| D | ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など | | |
| E | その他のご意見（質問、感想等）。 | | |
| 計 | | | |

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（○人）と一致しません。

東御市スポーツ推進審議会条例

平成 30 年 6 月 26 日

東御市条例第 22 号

企画振興部文化・スポーツ振興室

(設置)

第 1 条 スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定により、東御市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進によるまちづくりに関すること。
- (3) その他スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、スポーツの推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3の文化会館運営協議会の委員の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------|
| スポーツ推進審議会の委員 | 月額 6,300円 |
|--------------|-----------|